

雇用保険業務の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

[職員体制の見直し]

	<平成21年度>	<平成22年度>	→	<平成23年度>
非常勤職員	2,021人	2,021人		▲100人

※待ち時間	21年4月	22年4月
	60分超が70%	60分超が20%

改革効果

《削減数》

▲100人

《今後の対応》

今後、雇用情勢等を踏まえ、
更なる非常勤職員数の削減を検討。

2. モノ(余剰資産などの売却)

余剰資産はない。
公共職業安定所 545カ所(本所 437カ所 出張所等 108カ所)

《売却見込額》

—

3. カネ(財政支出の削減)

	<平成21年度>	<平成22年度>	→	<平成23年度>
非常勤職員の人件費	23.6億円	28.7億円		27.6億円 (▲1.1億円)
各種申請書等の経費	14.4億円	17.2億円	→	16.0億円 (調達コスト削減等を通じて ▲1.2億円)
委託費(雇用保険活用 援助事業・雇用保険 コンサルティング事業)	12.1億円	9.6億円		事業の統合・ 廃止 による削減 (▲6.7億円←▲3.0億円)

《削減額》

仕分け後

仕分け前

▲9.0億円

▲5.8億円

仕分け後

4. 事務・事業の改革

1. ハローワークのサービス向上・効率化等の取組

○ハローワーク業務改善コンクール（※）を踏まえたサービス向上、効率化の横展開

- ※ ハローワークのサービス改善の取組について、全国のハローワークを対象に公募し、その業務の改善、向上に貢献があった取組について全国的に共有、活用することを通じ、ハローワークサービスの更なる向上を図る。

○受給者への情報提供の充実

- ・ 雇用保険受給者が必ず参加する受給者説明会において、職業紹介情報に加えて生活支援情報についても、近隣自治体と協力して提供。

○給付事務の質の向上

- ・ 雇用保険受給者の就職意欲の喚起や再就職促進等に向けて、各労働局やハローワークに対するヒアリングの実施等による好事例の把握・共有。

○事業主の利便性向上

仕分け後

- ・ 事業主の事務負担を考慮し、手続きの簡素化の観点から、資格取得届の際の添付書類（※）を原則廃止（22年度～）
※ 雇用契約書、賃金台帳、労働者名簿等

○委託事業の削減

- ・ 「雇用保険活用援助事業」について、事業目的が類似している「労働保険加入促進業務」と統合した上で、総予算額を4割削減。
- ・ 「雇用保険コンサルティング事業」について、廃止。

2. 雇用保険の適用拡大

○適用促進対策（実施中）

仕分け後

- ・ 平成22年法改正により、雇用保険の適用要件が、31日以上雇用見込みに拡大されたことの周知を実施。
 - i) 全適用事業所（約200万事業所）に制度改正をハガキにて直接連絡
 - ii) 政府公報、youtube等を通じた積極的広報
 - iii) 使用者団体、労働者団体、社労士会連合会などに周知を依頼
 - iv) ハローワーク等におけるリーフレットの配布、ポスターの掲示
- ・ 周知後に、複数のハローワークに周知方法についてアンケートを実施。その上で、実際にいくつかのハローワークを訪問し、好事例、工夫している事例を把握し、全労働局に情報提供。

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(雇用保険業務)

主な指摘事項	改革案の内容
<p>1. 類似業務を徹底的にチェックし、無駄を省くべき。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>＜仕分け後の改革案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険活用援助事業」について、事業目的が類似している「労働保険加入促進業務」と統合した上で、総予算額を4割削減。 ・「<u>雇用保険コンサルティング事業</u>」について、<u>廃止</u>。 </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>←</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>＜仕分け前＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険活用援助事業」について、事業目的が類似している「労働保険加入促進業務」と統合した上で、総予算額を4割削減。 ・「雇用保険コンサルティング事業」について、委託費の必要経費を精査し、経費を削減。 </div> </div>
<p>2. 雇用保険加入促進のためには、小規模事業所といえども顧問社労士を義務づけることが効果的。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の加入は、事業主に課された義務であり、引き続き適正な手続きが行われるよう事業主への指導を実施。 ・なお、社会保険労務士の活用等については、事業主が上記の義務を果たすため、必要に応じて判断するもの。
<p>3. 本来必要な人にきちんと給付がされるように、さらなる給付事務の質の向上に努めるべき。</p>	<p>＜仕分け後の改革案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付事務の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給者の就職意欲の喚起や再就職促進等に向けて、各労働局やハローワークに対するヒアリングの実施等による好事例の把握・共有。

主な指摘事項

改革案の内容

4. サービスの向上

- ・電話の音声コールは民間でも導入するところが多いが、どういう対応をすれば、お客様の納得が得られるか、モニターというか、来場者の個別の声を聞くことができるような体制が必要。
- ・電話の音声コールで待たされる時間も長い。求職者、求人者にとってよいサービスの向上をすべき。
- ・ハローワークの待ち時間だけでなく駐車場に入る際に待たされる時間も長い。求職者、求人者にとってよいサービスの向上をすべき。

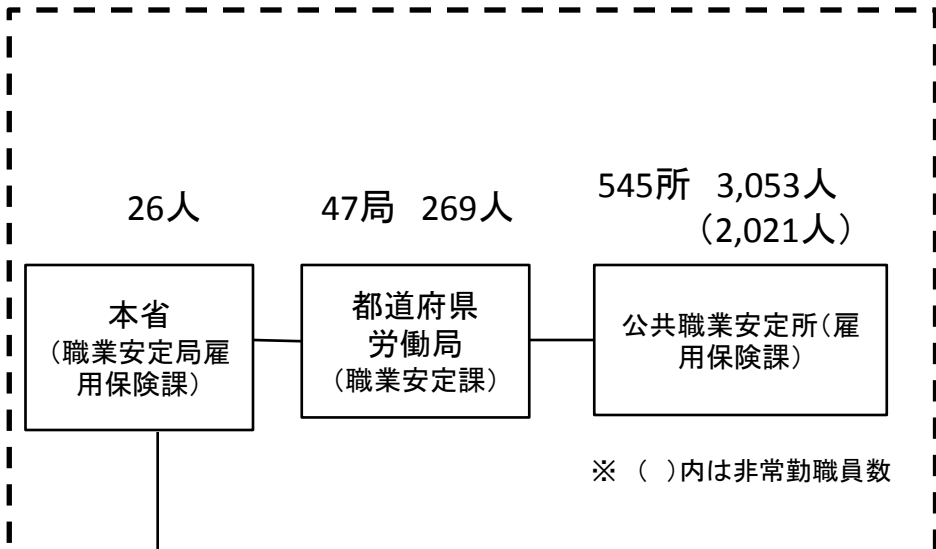
- ・年内に実施予定の利用者調査などにより、利用者の声を把握し、待ち時間の短縮や電話の自動音声案内の利便性の向上のために必要な対応を行う。
- ・自動音声案内については、当面、部門コードの大きくくり化、わかりやすい部門コード内容への見直し、等により利用者の利便性を高める。

雇用保険業務概要

《基礎データ》

	常勤職員(非常勤職員)		予算額(うち人件費) ※人件費には、職員及び非常勤を含む	
	22年度	21年度	22年度	21年度
本省	26人 (0人)	26人 (0人)	17億円 (2億円)	20億円 (2億円)
労働局	269人 (0人)	274人 (0人)	29億円 (23億円)	26億円 (21億円)
公共職業安定所	3,053人 (2,021人)	3,121人 (2,021人)	285億円 (280億円)	289億円 (286億円)
給付費			2兆6,790億円	2兆2,605億円

《組織図》



《主な事務・事業》

事務・事業	人員	予算 (うち人件費)
給付業務	2,746人 (非常勤1,694人)	321億円 (305億円)
適用業務	602人 (非常勤327人)	
その他(委託事業)	—	10億円
システム関連(※)	—	253億円

＜委託事業＞

【雇用保険活用援助事業(H22予算:800,354千円)】
・中小零細事業主を対象に雇用保険制度の個別相談・援助等を実施

【雇用保険コンサルティング事業(H22予算:156,505千円)】
・中小企業事業主を対象として、雇用保険二事業及び雇用保険制度の活用方法、申請手続きについて相談・援助等を実施

注)・上記予算額には、雇用保険業務に係る常勤職員及び非常勤職員の人件費及び事業費を計上しており、庁舎の光熱水料等の経費は計上していない。
・システムについては、他の事業と共用であり、また、別途事務事業の仕分けを実施済。